

自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人妻及びその母である被相続人（被相続人の子である申立人らが相続）について、平成23年3月から同年12月までの精神的損害として、中間指針第五次追補が定める目安額を踏まえた金額に加え、透析治療を要する状態（身体障害者等級1級）で避難をし、通院及び治療への負担が増加した被相続人に係る一時金として30万円の増額分が、被相続人を介護しながら避難していた申立人妻に係る一時金として15万円の増額分がそれぞれ賠償されたほか、避難費用及び生活費増加費用が賠償された（ただし、既払金は控除。）事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A(以下「被相続人」という。)が平成25年5月〇日に死亡し、申立人X1、同X3、同X4及び同X5（以下「相続人ら」という。）が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 相続人らの知る限り、相続人らが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

1 平成23年分

(1) 避難費用

- ① 避難交通費（平成23年3月14日～同年4月24日）
金20,000円
- ② 宿泊謝礼（平成23年3月14日～同年4月24日）
金50,000円
- ③ 引越し費用等（平成23年6月14日～同年6月30日）
金140,600円

(2) 生活費増加費用

- 家財道具購入費用（平成23年3月11日～同年12月31日）
金150,000円

(3) 精神的損害（平成23年3月11日～同年12月31日）

金650,000円

第3 和解金額

被申立人は、第2項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,010,600円の支払義務があることを認める。

第4 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用並びに追加的費用等として、金240,000円を支払済みであることを確認する。

第5 支払方法

(省略)

第6 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年2月9日

（仲介委員 森 哲也）